

千餘里
と云ふ。依て通信通商を請へんがため。且は先年
松前にて賜りし信牌に謝を述就てる貴国に
漂流四人。環海異聞ふよるに寛政五年十一月二
十七日。奥州仙臺に松子十六人衆組
て運送此糧を載同国石巻港を開帆し同国岩城
の海上にて送凡は逢ひ洋中漂ふ事数月翌
六年六月初旬。極北の僻島「オントレイツ」に云所よ漂
着を爰も北亞墨利加洲に係るべき諸島乃一つ
めて。魯西亞国に属島也。島人此撫養を得て同七
年四月初旬。テロシヤ本国回棹此便に復得て六月下
旬「オホツ」に云湊に着岸。是る「オロシヤ」より北東
向ふ。有尽島ふく地も細亞洲に係る。其代官
小技持せられ同年此秋より翌年秋迄は此処を
発途。但十五人相分れて三度出立也。是より

西南に向ひく陸行も事九四百里ふいて「イタ
ツ」に云所ふ着。此処も細亞洲に係る地なり。其
地奉行の撫育を受て留る事八年也。享和二年は
當る年の三月壬午下りて帝都ふ上り行程数千
里より。魯西亞の旧都「モスク」に至る。此所北極
出地五十五度二寸五分と云。そこを立て其四月
の末帝都「セントペルス」の都下ふ至る。此所五十九度五
寸六分。国老の家を客館として。数日逗留。服食を
賜ふ事渥し。其五月十六日。国王謁見。自ら辞む
して歸留を問ふ。漂客津大夫儀平。左平。太十郎。四
人。歸るを乞ふ。殘九人も乞ふ。其地止る。三
人。先達て病死。是年彼国我國も交通通商乃
事を議して。国臣「サット」に云者を使節にて。我國
へ渡海せしむ。漂客四人をも護送。六月十六日。
其本領の要港「カナス」に云所より開発して。テロシヤ
国小艇を泊め。用事を弁了。テロシヤ国此一港に滞

船も、西国共歐羅巴洲に係る。爰を發して、カナリア
小着岸も、爰を西墨利加州に係る。五六日船を留
夫より赤道直下を経過して、南西墨利加州、伯西
児水編ハ十一月十日過、南アメリカ北内、云がテリ
大湊小船を泊む。十二月八日、頃此所出船。翌三
月頃雪降寒氣強し。北風強く、船極南進き、至る
南方も北極下と同じく、極下より近けき。が、事
有とぞ。夫より北風を得て、其大洲を廻り、針路を
西より、シゲイ、島、アメリカ西海中にある僻島
也。爰に船を寄せ、四月の末、彼島を發し、復西より至
る。再赤道直下北海上を渡り、夫より又「サベイツ」
を歴、是より北して、リロシ州東北に、乃、尽境「カミヤ」
と云所、小着岸、是彼国、其所有となすの地也。此所
に滞留数日、其秋爰を發し、船を南より、我蝦夷地
の沖より、南洋を走り、其九月六日、肥前の国、長崎
海口に着し、享和三年六月、彼国を發帆して、文化

元年九月、長崎へ着し、連年を送來る此由を、演
ハ二箇年、月々十六箇月あり。を送來る此由を、演
説し、信牌を出して、相違ふことを示した。此時在
長崎の奉行、肥田豊後守頼常、此由を急ぎ告申し
あつた。御目付、遠山金四郎景晋を下され、通信通
商を元より許し、難く、諭書の趣を申聞せ、歸帆せ
しむべしと、仰下されし。文化二年三月、魯西
亜の使節「サント」を官舎に召入れ、官舎元より美
の文覺、市人の富家より命じて、金屏風數十双
もて飾り、環海異聞、子年二月二十日過、江戸に

御目付衆、遠山金四郎殿、長崎へ御着、七日程過て、
同三月初六日、七日、使節を立山御役所へ御呼出
か、御役所へも、使節と云ふと云官人兩人、外も
カ、船師也、医師一人、外も省取一人召連、其節
通行の町も、左右の幕を張詰り申都合
三度程出たと覺ゆ、書あつたり、奉行頼常
御目付景晋、素袍長袴、江府の御指圖と云、おて出席頼常高
らか、先年松前より來れる節も、べて通信通商を
許し難き事をも、一通り申諭し、国書をも、持來る
ま、此旨をも申ぬ、松前此地を官府に申し、所
非も、若此上其国に到り、漂流人を連來る、歟、又

願申、旨杯あら、長崎は異国に事、預る地、かれ
ば、議する事も有べし、連、長崎へ至る爲に、信牌を
與へし也、然るを今又、国王に書を持來る事は、松
前より於て申諭したる旨、難きや有けん、是偏
小域を異し、凡土に等しからぬ故、通し難き
事然、其事再三及び、我國に深く望む所有
は、其切なるを、知る、然れ共、其凡土異し、て、事
情、おけるも、又、惟心と結ぶ、たれば、徒らふ、万

里に波濤を煩さむ。故に以て絶て通せど。是我国
 歴世封疆を守るに常法也。交易に如きを互に利
 有が如しといへ共。終ふる我国有用に貨を失ん。
 是国計の善なるに非ど。爰に以国初嚴禁を設く。
 唐山朝鮮紅毛の外に。我国に來る事を許さば。今
 小於て然る。是ふよ。て今船中薪水に數を與る
 間。速に小地方を放き。歸帆して。再び來る事な
 くと。上諭の旨と申渡と。〆サレテ俯伏して領掌し。

席を退き日あらどして。環海異聞に。三月十八日。退帆と有。長崎を

発し本国に歸帆せしとかや。〆サレテ他邦に使

ざり。又有百人より十人より一人と。撰むれ
 一者也。信牌と事相違せしふよ。と。あは。奉行
 類常と詰問を。類常終に屈せむ。理を説て。是よと
 〆サレテ服従せしと云。夫が中にも始めに〆サレテ崎
 の神島に船掛し。數月をふる。終に病を生ぜし。
 役人小就て云。甚享和三年六月。本国を出帆し。船
 中。小在ふと十六箇月。久しく土を踏むる。よ。と。
 病を發せし。願ひくる。上陸に許され。保養を加へ
 んと請ふ。奉行御目付等。是を議し。御目付の曰。上
 陸の事。ハ江府より嚴しく禁せらる。何様乃事有
 とし。叶ふべからざると。環海異聞に。上陸の事。追
 追相願。第一本船破壊の修理に仕度趣。申上候由

ふて、梅が島と云所ふ、飯屋出来、文化元年十一月
十七日、使節始役付の者、二十人上陸して其所に
居住と云、頼常曰、然共病を以て是を許さざるも
不仁也、又、頼常も背く處らざるも、其せむざるも
とて、神の島に濱辺、方百間の行馬を結もせ、晝
も其地の上にて、病を癒ふべしと命じ、又、数月此
後諸ふ、某の船久しく海上に有て修理を加へざ
るが故ふ、海水もまて、良船底ふ入、願もく、許さ
れ修理せん、と依て衆議區か、頼常曰、嚴命を守
りて上陸を許さざる時々、彼が船殆ど水船と成べ
し、然らむ彼等を見救ふも、申賤の漂流人成るべ
ら、かゝる事あれば、上陸せしむ、況彼ハ我國人通
信の使として来る者をや、後日此事ふ於て御答
をあらむ、其一人其罪ふ當らん、とて、吏を以て其船
を見せしむる、彼が申ふ違ふと、其より、頼常曰、
其浦乃豪家、此別莊に藏、教多あふ家ふ移し、おら

ちめ、國産の器、敗をも、悉く船よ、其藏に納め、
む、其事急き、江府に言上せし、かむ、執政牧野備前
守忠精朝臣、機は臨み、変ふ心、下ての計らひ、遠国
の奉行ハ、斯有たし、とて、其琴柱に膠せざるを賞
せらる、又、崎陽異船出帆の時々、石火矢を放て去
る、魯西、亞始て長崎に來、嫌疑有と、以て、嚴布、兵器
を禁せしむ、依て奉行よ、出帆の時、石火矢を放
つ事と禁むる旨を命じ、此時、當つて、紅毛、魯西
重み先達て歸帆を、令をら、今年ハ故有て、石火
矢を放つ事を禁むと、紅毛人云、歸帆ハ是を放つ
事ハ、船を速み、やらむ爲のみ、非む、船玉の神を
祝ふ也、一年登せむ、とて去し、洋中より、凡波
の爲に破らる、是某が身命に係れむ、敢て命令を
辞せむと申て、歸帆に望み、砲を放て去る、衆議し
て云、阿蘭陀既ハ、斯の如し、魯西、亞必事有べし、其
時奉行彼が船ふ放つ事を止め、給ふ事あふ、え、次

と、頼常微笑して答へど、既よりて「サント」有司
就て申を、和蘭ハ我属国ふりて卑賤の国也。苟も
我國も君臣上下の道明り、天子統を継て、一千
八百余年、百官有司悉く備ふ。然るに卑賤の国ハ
歸帆より、大砲を放つ事、免さず。我歸帆より、是
を禁せらる。其所置更ふ心得べし。有司是を頼常
ふ告、頼常云、汝彼ふいへ、足下の申さる、如く、和
蘭ハ卑賤此国也。故ふ我國彼をありらふ事、市人
此如し。市人、兵醫何事、あらん。依て禁せむ。足下
の国も然らむ。依て禁む。所也。且足下ハ信を通
ざる。使からむや。今官府其事容られざる。連、歸帆
小望み、大砲を放つて去との。は、礼有国と云。然
らど、然れ共礼なき国と云。それ、和蘭と共ふ卑賤
の国と云れむと思ふ。歸帆砲を放つ事、隨意成
へしと、有司此趣を以て示す。「サント」是は聞て、深
く慮念、此言を察せしを、慚。且奉行の已む国を貴

重せるを悦び、火砲をかくし、噴砲を戒り、静
艦を解て、去れ。後、頼常左右ふ云、て曰、「サント」後
戈理より利く、依て我施を所、必復従を。魯西亞を歐
若魯鈍からむ。我如何共志難とふむ。魯西亞を歐
羅巴州の国都の名也。彼国ハ太祖「ウトル」二世女
王「カネイ」其国を張業「カラダ」フランス「エ」は「イタリヤ」
「イスパニヤ」「ドイツ」の諸州を属国とし、今女王「エ」キサレ
小至る迄、千八百四年、歐羅巴州を保て。正邦西
小跡し、依て姑く、崎陽人の居る物、依て記す也。
今環海異聞を寄る。魯西亞ハ国号、今の都を「ペトル
ブルグ」と云也。其祖「テルハイ」占ウイハ生国を「ウラセイ」云
所の人ふて有り、漸々国を廣め、帝位をふ。此

。廿七
マトルカの地を併せしハ。曆数九百二十八年。本
朝一條帝延喜八年也。延喜八年後一千三百年。本朝後
伏見院正安二年。モスカウ小都也。マトルカよ七百里
と云。魯西亜本紀。太祖「ロリキ」よ十六代「ニイルヤキ
サントロイ」後伏見帝正安二年「モスカウ」ふ迂と見え
し「モスカウ」よ。今の都「マトルカ」移し。我享保
十年。太祖よ。曆数一千七百二十五年。當れ
と見え。今女主「アレキサンド」云者も疑ふべし。異
聞。享和三年五月十六日。漂流人国王ヨ目見乃
余。今の王の名「アレキサンドライトロイ」年二十と見え
し。同。今。去。辰年。彼。曆数一千七百八十五年と
云。此年女帝「カテリナ」崩と見え。按る。去。辰年
ハ。我天明四甲辰年。千八百四年と云。同。今。去。辰年
年。彼。國。年。曆。千八百三年とあり。亥年ハ。我享和三年
年。ふて。魯西亜使節。癸卯年也。然。亥年ハ。三年
の誤也。按る。彼。國。年。号。ハ。曆。数。を。以。て。云。魯。西。

魯西亜本紀

亜本紀。太祖「ロリキ」以前三千六百四年の間
此國。今。至。る。た。る。の。寥々として傳を闕。中古
リキを以て太祖と。ロリキ我孝謙帝。勝宝甲子年。
予皇紀三十三。勝宝六甲子。年。部。記。云。
是。依。て。勝。宝。六。年。よ。享。和。三。年。小。至。迄。の。曆
を。推。て。一。千。五。十。年。よ。及。べ。ば。猶。識。者。よ。寄。て。尋。ぬ
べし。とあり。雄飛論。魯西亜又俄羅斯又鄂羅と
も書。由。記。せ。る。「ロリキ」とも「ロシヤ」とも「リス」とも云
ふ。諸。國。ふ。て。運。あ。れ。兵。皆。魯。西。亜。北。事。也。坤。輿。圖
識。魯。西。亜。又。俄羅斯。小。作。る。其。封。疆。坤。輿。中。第。一
の。鉅。邦。ふ。て。其。境。界。歐。亞。巴。よ。起。る。中。北。西。細
亜。漫。衍。し。加。模。沙。都。加。よ。至。る。て。直。ち。我。奧。蝦
夷。諸。島。の。地。と。一。衣。帶。水。を。隔。る。の。み。其。封。域。歐。亞
巴。洲。小。係。る。部。廣。袤。里。方。八。万。八。千。箇。人。口。三。千。五
百。萬。中。小。大。鎮。四。十。所。あり。其。帝。都。を「ペイトル」
と云。戸。數。八。千。人。口。軍。卒。を。合。し。て。五。十。七。萬。気。候。

總て酷寒甚しき時、水銀凝固して、流動せざる
に至る。其北方、臘皮亞と云ふ国の如きハ、冬日常
小、薄夜の如し、部内の人民、衣食給せざる所多
シ。加之、舊亦、西人、辱大、挙て、其所属、礼勿、泥、亞
の地を侵略し、其勢猛烈、大、莫斯哥、都府、名、小、事、あ
らんと、前百五十年、伯德、球と云、英主起、憤、惹
威、激、堪、む、大、武、備、増、脩、し、又、竊、身、を、船、工
役、夫、小、愛、し、嘆、咄、利、拂、郎、察、等、小、至、其、国、政、演、武
通、商、等、の、事、を、熟、察、し、三、年、小、て、国、小、還、新、武
教、養、の、商、船、を、造、五、大、洲、中、小、貿易、又、役、夫、を
發、して、大、小、山、川、を、開、達、し、東、と、遠、く、支、那、小、通、
南、を、北、高、海、小、達、是、小、於、て、人、煙、繁、盛、食、足、衣、
給、と、其、近、隣、干、戈、を、動、さ、し、て、歸、伏、する、者、数、十
一、説、魯、西、亞、帝、号、と、稱、し、支、愛、し、と、
又、能、く、其、志、を、繼、更、小、北、西、墨、利、加、洲、北、地、小、人、種
を、移、と、云、其、亞、細、亞、洲、中、小、属、を、領、と、止、百、里

西と云、邦疆本領、小、十、倍、も、其、部、中、大、鎮、あり、托、波
尔、斯、科、と、云、人、烟、頗、稠、密、列、肆、概、收、八、万、家、人、口
百、七、十、万、以、府、と、止、百、里、中、の、首、府、と、云、府、中
工、作、場、あり、好、皮、革、及、大、黄、火、酒、と、出、も、惟、其、家、屋
本、造、る、を、以、て、舞、馬、の、災、有、時、を、火、勢、猛、烈、と、
て、近、付、へ、り、以、次、或、ハ、時、と、あ、て、府、内、を、一、掃、と、
事、あり、其、以、格、都、加、領、近、き、所、小、地、生、羊、を、産、と、
春日、長、草、ヲ、抽、き、毛、茸、を、生、も、其、形、恰、も、鈴、羊、小、似
た、と、常、小、其、周、圍、の、草、亦、を、蠶、食、も、人、試、小、是、を、断
刺、も、れ、を、赤、色、の、液、を、流、出、も、其、味、甚、小、魚、蝦、小、似
た、と、土、人、之、を、ボ、ラ、と、名、づ、く、其、東、亞、加、模、沙、都、加、
岬、よ、と、南、西、小、當、り、数、島、嶼、あり、我、奥、蝦、夷、諸、島、小、
連、接、も、其、俗、粗、加、模、沙、都、加、に、小、た、と、間、小、其、胥、辺
小、照、し、婦、人、ハ、耳、朵、小、環、を、穿、つ、者、あり、其、食、も、常
に、海、族、或、ハ、山、野、の、獸、畜、を、啖、ふ、又、所、小、鎮、所、あり、
地方、の、産、物、租、税、を、聚、し、其、法、男、一、口、小、て、獸、皮

一枚を納む吏之次「イ」に「ビ」に「ゴ」府は輸送を其府内
工場あり其皮革を鍊製し諸種乃器什物造り
五大洲中交易し夥しく利を獲ると云是等此
經濟悉く伯德球帝の意匠より出て後世子孫皆
有用して敢て変革する事あり今日に至りては
其国政凡俗に美軍隊兵刃備具せる事西洋諸邦
之に比類もべき者寡し其徴とすべき事ハ近世
佛國僞帝翻山倒海の勢を以て攻入りて遂に克
こと能はざるのみならず却て一敗地に塗るは
以て證とすべし閩州軍人騎歩七十三万零三
十三軍艦大小二百七十八旗號ハ皆双鷺を用ふ
と云土産小安山鹽皮革枝木蜂蜜又奇異の鑛鐵
を産し一ハ黒色一ハ赤色ふして黄旗帶ぶ其性
皆堅緻にして炮煩を造るふよととあり

○文化元年五月十五日津輕越中守寧親奥州津輕
四万六千石

蝦夷地御用連年出情たふ小依て七万石高に被

成下

同年六月十八日松平左衛門佐齊直肥後の国
主鍋島氏魯

西亜長崎入津の砌早速人數差出万事行届家來

共迄出情骨折為相励由御褒詞

○同年七月十六日宗對馬守義功朝鮮信使來聘御

用積年彼国へ往復小及び近々信使對州迄來聘

小寄思召を以金一万兩賜

球人樂上聞

○文化三年十一月二十三日、琉球人登城、同二十七日、琉球人の音楽被_レ聞召、樂人へ時服三ツ宛并領被_レ仰付。

松前領蝦夷地被_レ召上

○同四年三月二十二日、松前若狹守章廣、国政不行届、依て松前領并西蝦夷地一田小被_レ召上、同年二十七日、常陸上野陸奥の内、九千石を賜ふ、此時南部津輕の守衛を分られ、南部を東蝦夷地、津輕を西蝦夷地と守衛と。

○同年六月五日、津輕越中守名代、那須與市へ、卷物

五、銀二十枚被_レ下、右も蝦夷地、異国船來着の儀も付、在所へ罷越諸事申付度旨、尤の事に候、依之御暇并領物被_レ仰付、御序無之小付、御目見不被_レ仰付、可念入、上意小候旨、御老中、御列座被_レ仰付也。

○同年同月六日、右同断小付、堀田摸津守、為見分被_レ遣之旨、於御前被_レ仰付、御目付、遠山金四郎、御使番、小菅措右衛門、村上大學、同断小付、彼地へ被

遣旨被仰付

○蝦夷地魯西亞
乱妨

文化四年六月十日、當四月十三日、箱館より、三百
里程北の方、東奥蝦夷地、エトロ島北内、ナイホと申
所へ、魯西亞船二艘來着、上陸致し、番人等を擄捕、
番屋藏々焼拂ひ、同二十九日、同島北内、箱館奉行
支配乃者罷在候、會所シヤケと申所へ、右船二艘差
寄、上陸致し、大筒等、打掛候ふ、勤番北内者
共相防き五六人程、打殺し、深手爲負候し有之處

夜ふ浦手へ相廻り、火を掛焼拂候ふ、防無一同
シヤケと引退候由、箱館奉行より、注進有之候、且又去
月十七日以来、南部津輕沖合より、怪鋪船相見え、
同十九日、箱館辺の沖へも、東寄候處、無程同所より、
西北方、エサ崎と申所、北沖へ走通り、帆影も不相
見、右の外別事無之事、小候、於世上、彼是風聞も有
之候間、心得罷在、向々へも、無越度、咄置可申旨、御
用番御老中御書取此趣、御右筆組頭達之、五月廿

八日魯西亞人共蝦夷地島、あて、彼船へ連行候
 番人共と、小船に乗、今度相歸候大意ハ、通商の儀
 ありとらふ願候との儀、小有之候、右兩人共申趣
 ふて、千石積、三四百石積、佐々船二艘、人數六十
 四五人乗組罷在、外は船も無之、寂早歸国も可致
 趣は承て候旨、申立候段、箱館奉行より、去十九日
 出れ、注進有之事、右之趣、向々へ無越度吐置可申
 旨、御答付、魯西亞人、奥蝦夷地、東西に冠せし大意
 を記し、○抑蝦夷の浪立をりし、南部

蝦夷騷動

大膳大吏より、言上の儀と云物、人間小出て、△去
 文化三年九月十日、カラフト島の内、カシマの「カシマ」と
 云、呀へ、魯西亞人、船を寄せ、百人斗上陸し、番屋を
 焼拂ひ、番人四人を捕へ、其外米穀を掠取、其は船
 小乗、帆を引、て去り、由の注進也。○此時西蝦夷地
 も、未だ松前の領分、守衛の人数も、墓々し、か
 りむ、カラフト、東西の會所合て、番人七人、其外も蝦
 夷人の見、也、魯西亞、其所の蝦夷人、ハ、構む、日
 本人と見、也、火炮を放ちて、大日本長崎松前と、
 高声よ呼、也、其故を尋り、過り文化元
 年、魯西亞の使節、カシマと云者、先年松前、賜り
 し、信牌を持、并に、国各、方物を、たらし、長崎、着
 船し、通信通商を乞ふ所、官府御許し、なくして、も
 ごまごま、追歸されし、浅邊恨、思ひ、長崎よ、の
 歸、也、其属国、カシマと云国、小到りし、折しも
 「カシマ」也、云、豪使、此、あふ、也、者、本國魯西亞

王の不與を請、此処は左遷し有し、汝此
所の衆を率いて蝦夷の辺境所を侵し、歩べし。
然る時、日本守衛は奔走して、疲勞せん、其上を
通商を免れ、日本守衛は奔走して、疲勞せん、其上を
歸し、かむ、ミカライサ、タライ、追手は帆を上て「カラ」
等、北邊境を侵せしと也。○鎖國論云、今魯西亞
人が大に其國を開て、北ハ氷海、又遠く東方ハ
泥垂ハ通し、南ハ伯爾齊亞ハ通し、又遠く東方ハ
向て、東西難、地の合せて、子トシス、イ、云
呀、至て、支那ハ通し、又我北方のカミヤツ、至
て、我ハ通せん、とを、如きハ、我ハ在ても、新
は、疾を得、とを、似た、其、彼、カミヤツ、の地たる
や、既ハ其本國を去事、二千里ハ、又我國ハ於
て、海を隔、蝦夷をへく、前後の舟利を得、且、又彼
が本國、外ハ都、見格、國、焚、馬、派、亞、國、等、の強大
る、小對して、内ハ、諸郡の變、乱、を、く、よ、て、常ハ

他事おけき、バ、遙ハ其中と伸して、我如き志備堅
固、上下和合の國ハ、冠せん事ハ、難きハ、中の難記
事ハ、おべし、是係し、乍ら、古人ハ、謂、敵、國外患の類
成、べ、おれ、バ、蝦夷、カ、ラ、の地、又能治して、通商出入
濫放ならん物ハ、彼ハ、相逼らん、又我國を、守
護、も、呀、以、成、べし、と云、鎖國論ハ、蘭人、ヲ、成
者、我國の事を、談、せし、居、ある、を、忠、雄、か、る、者、享、和
元年の秋、秋、唇、せし、談、論、か、る、享、和、元、年、ハ、此、事、起
らん、七、年、前、也、國、更、ハ、江、府、内、を、て、決、汰、し、人、
志、ある、人、と、見、え、た、也、江、府、内、を、て、決、汰、し、人、
對、それ、を、是、を、談、む、の、外、他、事、ハ、是、を、さ、へ、珍
事、也、と思、ふ、ハ、六、月、上、旬、又、々、南、部、佐、竹、津、輕、よ、
注、進、有、し、り、む、當、四、月、十、三、日、魯、西、亞、船、二、艘、蝦、夷

地トロロ嶋の内、ノイと云所ふ來着上陸。其所
を乱妨し番人三人を擄捕一人ハ南部火業師同
二十九日同所シヤナ會所へ押寄せ時已ハ御料と
成りたる南部津輕の人数、シヤの
會所より役人も詰合ありあり火炮を放て攻
撃南部津輕両家の守卒等も、両家もて、人数二百
一故此所人数
多くあらば火炮を放て是を防ぐ、夜陰小至り
防ぎ難くや有けむ、皆遁去と、夜陰も及て「ナ」云
山手より、魯西亞大
荷を放つ、不意よせし故、不叶して「ナ」の方「シ」
山へ、一月小退きし由ふれど實ハ物音に驚き

參政卿
巡察

根拠して逃
去しとあり、魯西亞人勤番所ハ火を放ち、兵器以
奪ひ去ぬや云事、或ハ彼地在役の人によリ親族
知己へ贈れる唇翰などの説、以て、頻に罵る。
此時に當つて、伊達、佐竹、両家も新し、松前の守
衛を命ぜられ、其餘近国の諸侯、海岸守護の事を
被仰出、同六月六日、參政、堀田、棋、津守、正、敦、朝臣
を召て、蝦夷巡察を命ぜられ、大目付、中川、飛、彈、守
忠、英、御目付、遠山、金四郎、景、晋、御使番、小、菅、猪、右、衛

亞墨利加船
の事始て見ゆ

門正容村上大學義雄等。是ふ副らる。かゝる一か
む江戸此町々鍛冶改業とせるも。家毎ふ番具足
を以てひ。古番驚く家々。軒毎ふ陣羽織改掛たり。
是らを見ふ。世の中。何や斯く物騒がしく。其事
小預らぬも。安からぬ心地するふ。或ハ蝦夷此邊
境ふも。南部津輕の兵。魯西亞人々戦役接し。未だ
勝敗を決せど。或る夷狄此兵船數百艘。佐井御所
渡口を塞。其實ハ此時ハ當つて。亞墨利加船一艘
長崎より。本國へ歸帆せし。沖合改運

そしを魯西亞の軍船也
とて。大いさわざし。奥羽此運送改速。たま
は。松前一孤より。援なく。奉行羽太ハ。恐怖し
て病を生し。人事を弁せむ。或ハ虜と成し。共云。或
も松前の家老。下国何某も。魯西亞と。外縁の因を
結ひ。妻孥以卒。而て彼國ふ出奔し。手引して撃ち
む。共云ひ。此折しも。竹橋御門内の古松。凡そくし
て折。氷川明神乃本社。造営年あらざるふ崩多し。
又板橋。鶯鴨の間。蛟蝶群飛を。鎌倉右府の時。此事
有。三浦の乱起云。